3　委員会は、第１項に掲げる助言、是正勧告又は指導を行うに当たり、当該協会員に対し、当該助言、是正勧告又は指導の原因となる事実について告知の上、これに対する弁明を行う機会を与えなければならない。
4　委員会は、第１項の場合には、その違反又は逸脱の態様、結果の重大性、悪質性、組織性などを考慮し必要と認める場合には、規律委員会又は監査に付議するものとする。
（委員会規則）
第45条　この規則で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な規程は、自主規制会議の承認を得て、苦情処理委員会がこれを定める。

第３章　貸付自粛

（貸付自粛の依頼者の範囲）
第46条　協会に貸付自粛を依頼できる者は、以下のいずれかに該当する者に限る。
⑴　自己の貸付自粛情報を協会が別途定める信用情報機関に登録しようとする者
⑵　債務者の配偶者又は二親等以内の親族で、当該貸付自粛の依頼に係る債務者（以下、「自粛対象者」という。）が所在不明となっている者であること
（貸付自粛依頼の受理要件）
第47条　協会は、前条第１号に定める者による貸付自粛の依頼については、依頼者が自粛対象者本人であることを協会が確認した場合に限り、貸付自粛の依頼を受理するものとする。
2　協会は、以下の各号が全て満たされる場合でなければ、前条第２号の者による貸付自粛の依頼を受理してはならない。
⑴　自粛対象者の配偶者又は二親等以内の親族であることを客観的な資料で確認したこと
⑵　自粛対象者が所在不明であることが、警察署に対する捜索願の受理の事実その他の客観的な事実により疎明されること
⑶　自粛対象者の所在不明が貸付けによる金銭債務の負担以外の事由を原因としていることが明らかである場合には該当しないこと
⑷　貸付自粛の対応をとることが自粛対象者の生命、身体又は財産の保護のために必要があると認められる場合であること
⑸　貸付自粛の依頼につき、自粛対象者本人の同意を得ることが困難であること
3　協会は、貸付自粛の依頼を受理するにあたり、依頼者から、協会が別に定める貸付自粛の運用に関する事項につき同意を得なければならない。
（貸付自粛情報の登録・貸付自粛依頼撤回の制限）
第48条　貸付自粛情報は、自粛対象者又は貸付自粛の依頼をした者が協会に対して当該依頼を撤回した場合を除き、当該登録がなされた日から５年間、登録された信用情報機関において継続して登録されるものとする。
2　貸付自粛依頼の撤回は、協会が貸付自粛登録を依頼した日から３か月間は行うことができない。但し、第46条第２号に定める者の依頼に基づき貸付自粛登録を行った場合において、前条第２項各号のいずれかの要件を欠いていること又は欠くに至ったことが明白となった場合にはこの限りでない。
3　協会は、貸付自粛依頼の撤回を申し出た者が自粛対象者又は貸付自粛の依頼者のいずれかに該当することを協会が所定の方法で確認した場合に限り、これを受理するものとする。
（協会員による貸付自粛への対応）
第49条　協会員は、貸付けに係る契約の締結に際し貸付自粛情報の登録の存在を知ったときには、当該契約の締結を控えるよう努めなければならない。

第４章　雑則

（苦情及び相談の非公開）
第50条　申立て等及び貸付自粛の依頼に関する処理の手続及びその結果は、この規則に別に定める場合を除き全て非公開とする。
（秘密保持）
第51条　申立て等の処理を担当する支部職員、相談センターの職員、相談員及び委員は、職務上知り得た事項について、正当な事由なく、これを他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
（協会等に対する報告）
第52条　苦情処理委員長は、苦情が解決したときは、遅滞なく自主規制会議議長にその結果等について報告するものとする。
2　相談窓口は、月中における苦情、協力要請及び相談の処理状況について、相談センターに報告するものとする。
3　前項の規定は相談センターにつき準用する。この場合において、相談窓口とあるのは相談センター長と、相談センターとあるのは、苦情処理委員長及び自主規制会議議長と読み替える。
（相談窓口及び相談センターの周知）
第53条　協会及び協会員は、相談窓口及び相談センターの周知に努めるものとする。
（人材育成）
第54条　協会は、研修、苦情事例又は相談事例の研究、その他の方法により、苦情処理又は相談対応を担当する職員の育成に努めなければならない。
（外部評価の実施）
第55条　協会は、資金需要者等からの意見聴取や利用者に対するアンケートの実施など外部からの評価の機会を設け、その評価を踏まえ、相談センターの運営改善に努めるものとする。
（規則の改廃）
第56条　この規則の改廃については、理事会の承認を得て行うものとする。
（細則規程）
第57条　この規則で定めるもののほか、苦情の処理及び解決並びに相談対応等に関して必要な規程は、理事会の承認を経て、苦情処理委員会がこれを定める。

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則（平21. 10. 1）

この改正は、平成20年10月１日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第２条第１項⑴、第６条第１項を改正。

公　告

認　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１２３号
兵庫県西脇市西脇693番地の１の１
債務者　稲垣　全彦
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣井　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１２０９号
仙台市泉区南光台７丁目32番30号
債務者　藤原　盛弥
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月９日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７０号
滋賀県湖南市三雲781番地１、申立時の住所
滋賀県湖南市三雲311番地１
債務者　玉利　辰雄
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野嶋　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月18日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５３１号
京都府向日市寺戸町南垣内62番地の６
債務者　長谷川　謙
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　晶男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
福岡県大野城市山田４丁目９番３号　マンションＯ２―501号
債務者　山口　克也
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　省司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部